

# 許可基準等について

都市・まちづくり課

## 1 適用除外

規制地域内であっても以下のものは掲出できます（ただし他の法令の制限にかかるものは除く）。

- ・伊那広域農道又は伊駒アルプスロードから視認できないもの
- ・禁止地域で、自己の事業所などに表示する表示面積 10 m<sup>2</sup>以下の広告物（敷地全体の合計）
- ・許可地域で、許可を受けた屋外広告物
- ・許可地域で、自己の事業所などに表示する表示面積 15 m<sup>2</sup>以下の広告物（敷地全体の合計）
- ・国または地方公共団体が設置する公益上必要と認められるもの
- ・営利を目的としない一定基準内のもの など

## 2 既存屋外広告物が規制の対象となった場合

規制地域の指定のあった日から3年以内に規制地域の基準に適合させる必要があります。

### (1) 禁止地域

- ・自己の事業所等に表示する屋外広告物（自己用広告物）の表示面積が 10 m<sup>2</sup>を超える場合  
→ 撤去や改修などを行い、表示面積を 10 m<sup>2</sup>以内にする必要があります。
- ・自己用広告物以外の屋外広告物 → 掲出不可のため、撤去する必要があります。

### (2) 許可地域

- ・許可基準に適合しない屋外広告物  
→ 撤去や改修などを行い、許可基準に適合させる必要があります。

## 3 許可基準

